

## 12 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第103号を発行させていただきます。  
国内のコロナ陽性者が減りマスクはしないといけませんが、少しずつコロナ禍以前の生活に戻っていきけるのかと思っておりましたが、コロナの新種オミクロン株が発生して、その希望は消えてしまいました。いつコロナ禍以前の日常に戻れるのでしょうか。

今月は、奈良県の吉野山にある金峯山寺の特別拝観に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、近鉄吉野駅近くの紅葉です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**令和3年分の年末調整**について、**電子帳簿保存法改正**について **その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 令和3年分の年末調整 について

今年の年末調整の変更点をご紹介します。

## 昨年との変更点

## (1) 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、**押印を要しない**こととされました。このため、**扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要はありません。**

**\*令和4年分 給与所得者の扶養控除等申告書から氏名欄から㊟マークがなくなっています。**

## (2) 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下2において「給与当」といいます。）の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認が不要とされました。

- 1・給与所得者の扶養控除等申告書
- 2・従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3・給与所得者の配偶者控除等申告書
- 4・給与所得者の基礎控除申告書
- 5・給与所得者の保険料控除申告書
- 6・給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- 7・所得金額調整控除申告書

## 8・退職所得の受給に関する申告書

## 9・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

なお、上記の電磁的方法による提供を行う場合には、給与等の支払者が

- ① 電磁的方法による提供を受けることができる措置を講じていること
- ② 提供を受けた記載事項について、その提供をした給与等の支払を受ける者を特定するための必要な措置を講じていること
- ③ 提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること

の全てを満たす必要があります。

**\*会社側でまず電磁的方法をできる体制にしないと利用できないので、従業員さんは紙ベースで書類を提出しないとけません。**

### (3) e-Tax による申請等の拡充

税務署長等に対する申請等のうち e-Tax によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができるとされました。

**\*申請等を税理士に依頼している会社については特に気にしていただく必要はないと思います。**

#### 【参考文献】

- ・ 国税庁発行 「令和3年分 年末調整のしかた」



(写真は、金峯山寺の境内から撮影した風景です)

## 3 電子帳簿保存法改正 について その1

1998年に電子帳簿保存法が施行されてから数回の改正が行われています。2021年の税制改正で保存要件が大きく変わり来月から施行される項目がございます、その内容をご説明させていただきます。

### (1) はじめませんか、帳簿書類の電子化！

▶文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務付けられている帳簿書類は、システム説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。

▶国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

#### 対象となる帳簿は？

##### ◆自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

(例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳など

**※一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。**

(例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)

※作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。

※過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

#### 対象となる書類は？

##### ◆自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

(例) 損益計算書、貸借対照表など

##### ◆自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

(例) 見積書、請求書、納品書、領収書などの“控え”

\*会計ソフトを利用して会計データを入力されている場合には、出力した紙で保存するのではなく、電子データで保存しないといけません。



(写真は、如意輪寺に向かう途中の紅葉です)

## (2) はじめませんか、書類のスキャナ保存！

▶文書保存負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務付けられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

対象となる書類は？

◆取引相手から受け取った書類

◆自己が作成して取引相手に交付する書類の写し

(例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など

スキャナとは？

◆書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの

○解像度：200dpi（A4 サイズで約 387 万画素相当）以上による読み取りができること

○色調：カラー画像\*による読み取りができること

\*資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可

**スマホやデジカメでも OK**

\*スマホやデジカメ撮影したデータで保存可能なので、新たにスキャナを購入する必要はありません。



(写真は、如意輪寺の山門です)

## (3) 電子取引データの保存方法をご確認ください

▶令和 4 年 1 月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

▶申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

◆紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受けとった場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイトでのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)

どのように保存する必要があるのか？

◆改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規定を定める」でも構いません。

◆「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

※2 年（期）前の売上が 1,000 万円以下であって、税

務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

#### ◆ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

#### 改ざん防止のための措置について

◆システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規定”については、[国税庁 HP でサンプルを公表しています。](#)

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。

#### 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

#### ◆表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

#### ◆規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

※税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

#### 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

◆電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

◆要件を満たすかどうか確認するための[認証制度及び相談窓口](#)があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益財団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

\*「改ざん防止の事務処理規定」、「表計算ソフトを利用した簡易的な方法」については、[国税庁 HP](#)にて確認していただくか税理士さんと顧問契約をされている場合には税理士さんにお聞きください。



（写真は、如意輪寺の多宝塔です）

来月から施行される内容なので、年末調整のご説明を減らして説明させていただいたのですが、どうやら2年猶予されるようです。時間的に余裕が出来ましたので、猶予期間中に今回の続きをご説明させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行 「はじめませんか、帳簿書類の電子化」、「はじめませんか、書類のスキャナ保存」、「電子取引データの保存方法をご確認ください」チラシ

#### 4 編集後記

吉野山にある金峯山寺に参拝に行くのには近鉄吉野駅が最寄り駅で、その路線には人気のある青のシンフォニーという特急列車が運行されています。事前予約が必要なのですが予約がなかなか取れないため、今回は吉野駅から大阪阿部野橋駅間を写真のさくらライナーという特急列車に乗車しました。機会があれば、青のシンフォニーに乗車してみたいと思います。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。